

川西市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 48 号

川西市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

川西市職員の育児休業等に関する規則（平成4年川西市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し及び同条中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改める。

第14条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（部分休業の承認の請求、第2項申出及び第3項変更の手続）」を付し、同条第1項を次のように改める。

部分休業の承認の請求、育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）は、部分休業承認請求書により行うものとする。

第14条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ育児休業条例第22条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第15条に見出しとして「（部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）」を付する。

第16条中「非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。